

一般社団法人 全国中小企業勤労者福祉サービスセンター

全福センター だより

2015年10月号 Vol.92

Contents

サービスセンターめぐり 01

地域の活性化による「地方創生」を
実りあるものとするために、
勤労者福祉サービスセンターを
徳島県内一円に拡大します。

公益財団法人 徳島県勤労者福祉ネットワーク
徳島市勤労者福祉サービスセンター

全福センターの活動から 02

「平成27年度実務担当者研修会」
(9/4・11)開催

DATA BANK 03

統計資料集より①

全福センターから 04-05

ちょっと知っ得…法律のはなし
— 特定商取引法① —
— 特定商取引法② —

シリーズ 05

「お取り寄せグルメ」信越・北陸編③

全福センターから推奨事業のご案内 06

「全福ネット入院あんしん保険」
「各種ギフトカード」

今昔物語異聞⑤ 07

野々宮金太郎

INFORMATION 08

東西ブロック会議
第2回理事会
第2回全国コーディネーター会議

サービスセンターめぐり

公益財団法人 徳島県勤労者福祉ネットワーク
徳島市勤労者福祉サービスセンター
(愛称:あわ〜ず徳島)

地域の活性化による「地方創生」を
実りあるものとするために、
勤労者福祉サービスセンターを
徳島県内一円に拡大します。

徳島県は、古くは忌部(いんべ)氏が活動した北方は粟が多く収穫されたことから粟国(あわのくに)と、三輪系の海人(あま)の活動した南方の長国(ながのくに)の二つに大別されていたが、後に統合され、阿波国(あわのくに)と呼ばれていた。那賀川や吉野川、四国山地、紀伊水道をはじめとする自然が多く残っており、鳴門の渦潮や祖谷溪、土柱、大步危・小歩危などの自然観光資源や、約400年の伝統がある阿波踊りなどの文化を有する県である。



鳴門海峡に架かる大鳴門橋

徳島市は江戸時代に徳島藩の城下町として栄え、幕末には藍産業の発展により、国内でも人口数上位に位置する城下町であった。また、徳島県の政治・経済・文化の中心都市であり、古くより近畿地方との繋がりが深く、現在でも神戸淡路鳴門自動車道や関西地方のテレビ、ラジオのマスメディアを通じて人的・物的・経済的な交流が盛んである。県内における位置的には四国三県を流れる「四国三郎」と呼ばれる吉野川の河口に位置し、紀淡海峡に面している。



阿波踊り

毎年8月の盆期間中を中心に開催される阿波おどりは、江戸開府より約400年の歴史がある日本の著名な伝統芸能のひとつであり、阿波踊り期間中の4日間に日本国内外から約130万人の観光客が訪れる一大イベントとして有名である。

勤労者福祉サービスセンターの紹介

あわ〜ず徳島は、2002年4月に徳島市勤労者福祉サービスセンターとして発足し、財団法人徳島県勤労者福祉ネットワークの事業部として中小企業の事業主とそこに働く勤労者の福利厚生のお手伝いをするを目的にスタートした。

現在加入事業所1,025、会員数はもうすぐ一万人にと届くところまで来た。加入事業所が加入する時の優位性として、事業所の特性に応じて選べる4つの会員制度を有していること。暮らしのサポート&スキルアップを推進するアシスト会員、アシスト会員に加えて慶弔共済が充実しているフレンドリー会員、アシスト会員と健康増進応援を進めるメディカル会員、すべてのコースを満たすスタンダード会員と事業所のニーズに沿った制度が選べる。また、子育て家庭を中心に県内4万人以上の会員が利用している「くーぼん丸。」をすべてのコースにセット。「くーぼん丸」は、約900店舗の割引サービスと困った時に役立つあんしん情報が満載。

あわ〜ず徳島は、発足時より徳島市を中心に事業を実施してきたが、「公労使」三者構成の公益財団法人の特性を活かし、現在勤労者福祉サービスセンターを県内一円に拡大する活動を進めている。

県内どこにいても、「いつでも、どこでも、だれでも」が等しく勤労者福祉の充実を味わえ、「中小企業が元気になれば地域が元気になる」を合言葉に事業を進めています。今後とも共に活動を進めていきましょう。

全福センターの活動から

実務担当者研修会

サービスセンター実務担当者を対象に「平成27年度実務担当者研修会」が9月4日(金)東京会場に65団体73名、11日(金)大阪会場に49団体58名が出席し開催されました。昨年に引き続き、実務で使えるノウハウとして、今回は「効果的な入会パンフレットの作り方～加入のための心動かすツール～」をテーマに外部講師による基調講演の後、グループ討議が行われました。

～効果的な入会パンフレットの作り方～

講師 株式会社アドバンプレス 代表取締役社長 明 欣彦氏

基調講演では、入会パンフレットを題材に、作成の目的や訴求点などの基本的な編集方法を解説いただいた後、参加SCの入会パンフレットを事例として取り上げ、アピールポイントとして学ぶべき点についてご講演頂きました。また、参加者が持参した入会ツールへの個別相談も行われました。

基調講演内容

1. 入会パンフレットの目的

誰が、誰に、具体的なメリットを、どのように発信するのか?

入会メリットを実感させる(入会したらどのような生活が待っているのか想像できる)ことについて理論的な解説が行われました。

<6W1Hの表現の必要性>

誰が(Who)	サービスセンターが
誰に(Whom)	中小企業経営者&総務担当者に
何を(What)	大企業並みの福利厚生を
なぜ(Why)	地方自治体と協力+スケールメリットを利用して
いくらで(How much)	安価な入会金&月会費
どこで(Where)	それはどこで申し込む?
いつ(When)	今すぐ行動するべき理由は?

2. 具体例から見る入会パンフレットの作り方

SCの実例を基にコピーやデザイン、レイアウト等について考え方と具体的に良い点について解説が行われました。

<伝えるための4つの構成要素>

a. キャッチコピー＝相手の興味、関心を惹きつける部分

(ターゲット選定)「中小企業で働く方必見」「目指せ!ええ会社!」

(核心をズバリ)「安心・安定のワンコイン福利厚生制度」

「月800円で充実の給付と福利厚生」

(数字で具体的に)「年間8,400円の会費で4万4,800円の効果を実現!」

「平成25年6月1日現在、1,570社にご利用いただいております」

(わかりやすい)「いい職場いい制度!いい笑顔!」「従業員も家族も大満足です」

(すらすら読める)「知って、入って、使ってお得!」「うれしいサポートまるわかり!」

b. キービジュアル＝相手の興味、関心を惹きつける部分

c. ボディコピー＝相手の共感、信用を得る部分

d. コールトゥアクション＝相手に行動(加入)させる部分

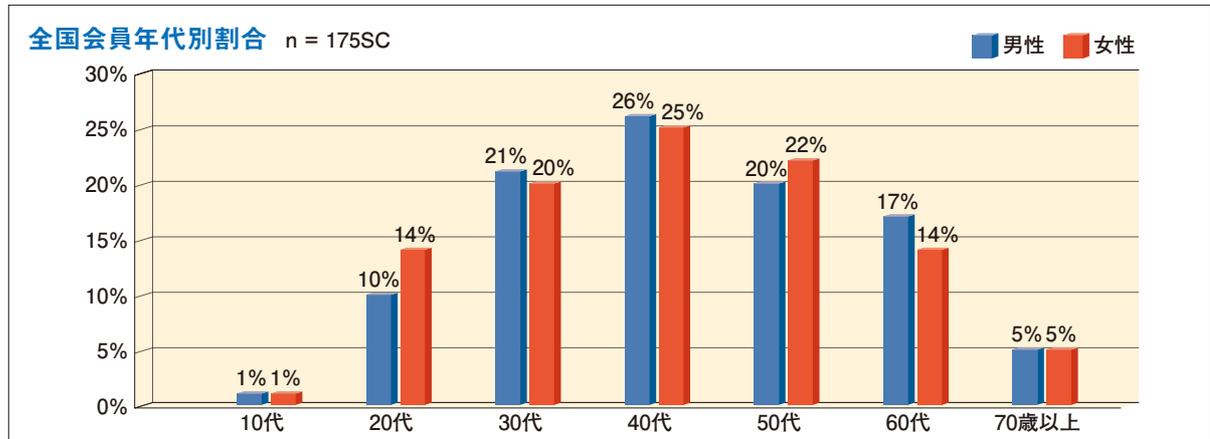


会員の実態・事業所退会理由

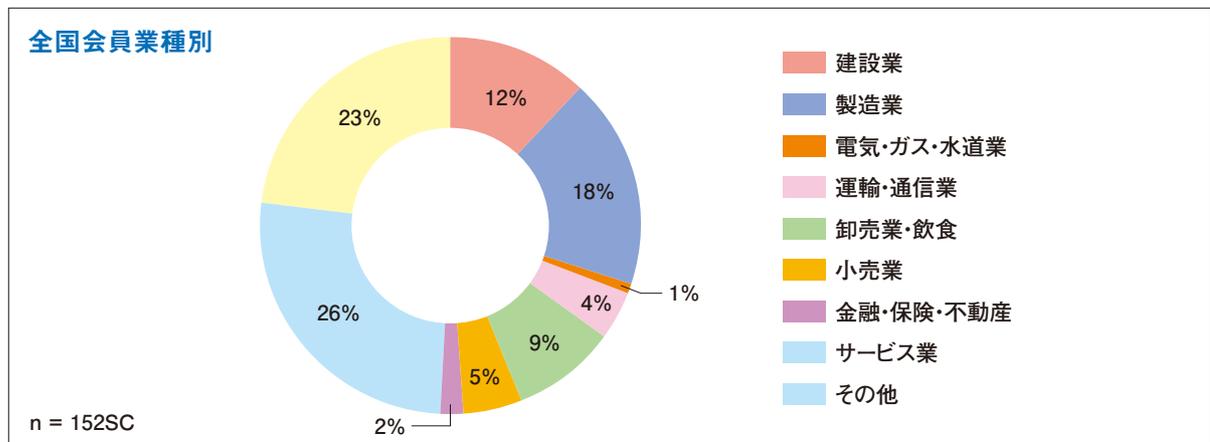
本年度は従来の調査に加え、新たな項目の調査をお願いしました。その一部をご紹介します。

1. 会員の実態(年代割合・業種別)

下記は会員男女別の年齢を年代別に示したものです。男女共に年代分布には大きな差がなく、ピラミッド型の形となっています。10代は少なく、10代～50代の合計は全体の約80%弱、60歳以上が約20%強となっています。各年代層に向けた施策を検討・提案する必要を改めて感じます。

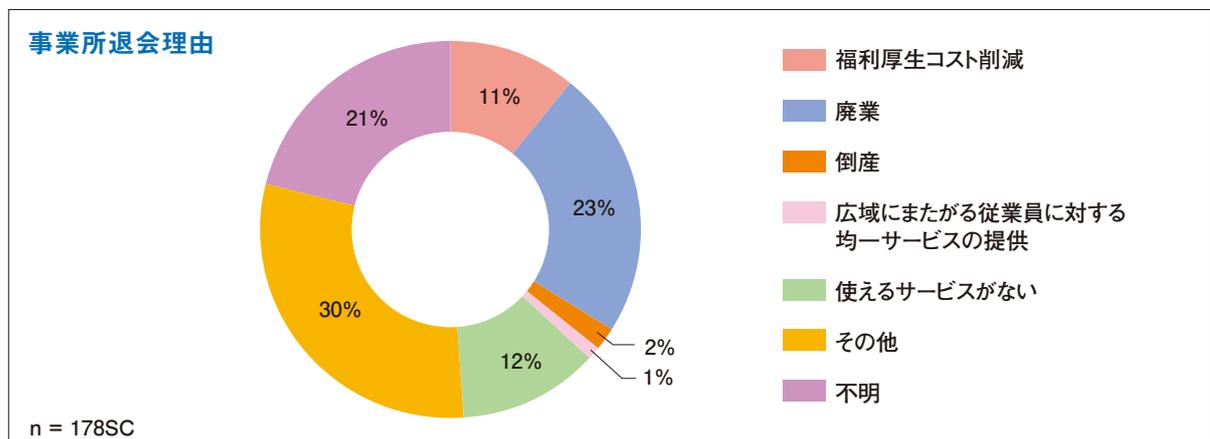


会員業種別を見ると、サービス業、製造業、建設業の割合が高く金融業、小売業の会員割合は、低いことが分かります。



2. 事業所退会理由について

事業所退会理由を見ると、廃業、使えるサービスがない、福利厚生コスト削減が主な理由となっています。その他及び不明が半分を占めており、今後さらなる追跡調査の必要性を感じます。



ちょっと知っ得…法律のはなし

特定商取引法①

特定商取引法(特商法)は、通信販売等による消費者トラブルを生じやすい取引を対象に、事業者が守るべきルールを定めています。サービスセンターが行う通信販売においても、その実態から同法を遵守する必要があります。

同法では広告の表示(第11条)、誇大広告の禁止(第12条)、前払式通信販売の承諾の通知等さまざまな規制項目がありますが、ここではとくにサービスセンターに関わりの深い広告の表示(第11条)について解説します。

第十一条 販売業者又は役務提供者は、通信販売をする場合の商品若しくは指定権利の販売条件又は役務の提供条件について広告をするときは、主務省令で定めるところにより、当該広告に、当該商品若しくは当該権利又は当該役務に関する次の事項を表示しなければならない。ただし、当該広告に、請求により、これらの事項を記載した書面を遅滞なく交付し、又はこれらの事項を記録した電磁的記録(一略)を遅滞なく提供する旨の表示をする場合には、販売業者又は役務提供者は、主務省令で定めるところにより、これらの事項の一部を表示しないことができる。

- 一 商品若しくは権利の販売価格又は役務の対価(販売価格に商品の送料が含まれない場合には、販売価格及び商品の送料)
- 二 商品若しくは権利の代金又は役務の対価の支払の時期及び方法
- 三 商品引渡時期もしくは権利の移転時期又は役務の提供時期
- 四 商品若しくは指定権利の売買契約の申込みの撤回又は売買契約の解除に関する事項(第十五条の二第一項ただし書に規定する特約がある場合には、その内容含む。)
- 五 前各号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項

これらの規制をもとに、表示方法を例示すると次のようになります。

特定商取引法に基づく表示(例)

事業者名称	一般財団法人 ○○○中小企業勤労者福祉サービスセンター
通信販売業務責任者	(管理職者名)事務局長、業務課長 等
所在地	〒○○○-○○○ △△△△△△△△△△△△△△△△△△△△
電話番号	××-××××-×××× (土日祝日および年末年始を除く8:30~17:00)
メールアドレス	○○○○@○○○○.○○.○○
商品の斡旋価格	都度、会報にて商品ごとに表示
購入方法	弊団体へ直接、電話、FAXでのお申込みになりますが、商品によっては異なる場合もあります。 詳しくは、都度、会報、ホームページでご案内申し上げます。
お支払い方法	都度、会報にて商品ごとに表示
代金の支払い時期	都度、会報にて商品ごとに表示
送料等の付帯費用	都度、会報にて商品ごとに表示
商品の引き渡し時期	都度、会報にて商品ごとに表示
返品交換について	納品後の返品はご容赦下さい。ただし、商品の破損および誤った商品のお届けの場合は7日以内に弊団体までご連絡下さい。お客様から直接、販売元へ返品頂きますが、その際の送料は商品販売元の負担とさせていただきます。
販売数量の制限	都度、会報にて商品ごとに表示

ちょっと知っ得…法律のはなし

特定商取引法②

表示方法について

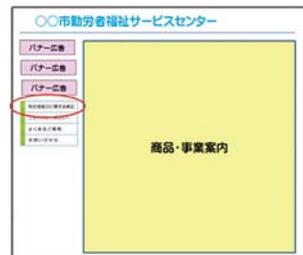
①表示場所

「事業者名称」や「お支払方法」等、SCとしてある程度固定されている内容については、HPで掲載するのが一般的です。そして、斡旋価格や支払時期、送料等、都度変わるものについては、告知物(会報)にて表記する必要があります。

また、インターネットでの閲覧をカバーする意味で、会員全員に配布される「入会のしおり」や「ガイドブック」等の紙媒体でも告知することをお勧めします。

(ホームページでの展開例)

バナーで表示例



フッターでの表示例

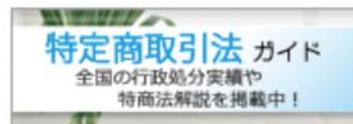


②表示形式

先の表示方法は一例です。一般的な通販サイトでも表組みで掲載することが多く見受けられますが、「ご利用ガイド」として同法に準拠した内容を掲載するところもあります。

体裁よりは、斡旋時に購入者が見やすく、わかりやすく表示することが重要です。

なお、特商法についての詳細は消費者庁ホームページ <http://www.caa.go.jp/トップページ>にある「特定商取引法ガイド」からご覧下さい。



旧「消費生活安心ガイド」

シリーズ
信越・北陸
グルメ

「お取り寄せグルメ」③

手焼きしろえびかき餅 情報提供:射水市ゆとりライフ互助会

富山県特産の「しろえび」を贅沢に餅米に練り込みました。無添加で素材本来の旨味・香りを味わっていただけます。職人が1枚1枚丁寧に手焼きした、こだわりのかき餅です。

12枚箱入 1,080円(税込・送料別)

お取り寄せ情報

(株)米田
ネット通販 <http://www.b-yoneda.com/>
TEL.0766-84-2481またはFAX.0766-82-6380



中田屋のきんつば 情報提供:(公財)金沢勤労者福祉サービスセンター

「きんつばといえば中田屋、中田屋といえばきんつば」と親しまれております。大粒で皮がやわらかく粒ぞろいの大納言小豆を厳選し、粒を壊さないように丁寧にじっくり煮あげます。きんつばひとつひとつ薄い衣を丹念に塗りながら焼き上げます。上品な甘さに、程よくなじんだ薄皮きんつばが中田屋の自慢です。

6個入 1,080円(税込・送料別)

お取り寄せ情報

きんつば中田屋 元町店 ネット通販 <http://www.kintuba.co.jp>
TEL.076-252-4888またはFAX.076-252-1239 E-mail:info@kintuba.co.jp



戸隠半生そば 情報提供:(一財)長野市勤労者共済会

自社挽きたそば粉に小麦粉と水を加え練り、香りや風味を豊かに仕上げた半なまタイプのそばです。そばの産地、戸隠で麺づくり一筋。厳選したそばの実を仕入れることから始まり、自社製粉・自社製麺と一貫生産しております。

10人前 1,890円(税込・送料別) ※賞味期限90日

お取り寄せ情報

戸隠松本製麺(株)
ネット通販 <http://www.soba-matsumoto.com>
TEL.026-254-2171またはFAX.026-254-2142 E-mail:soba-ms@sweet.ocn.ne.jp



全福センターから推奨事業のご案内

勤労者の皆様の安心を確固たるものにするための医療保険「全福ネット入院あんしん保険」その掛金の安さと充実した補償内容で大変ご好評を頂いています。中途加入も可能ですので、ぜひ、会員の皆様へご案内下さい。

(一社)全国中小企業勤労者福祉サービスセンター(略称:全福センター)会員の皆様へ

[平成27年度版]

「全福ネット入院あんしん保険」のお知らせ 正式名称：団体総合生活保険(医療補償基本特約)

一時払(年額)保険料 団体契約なので掛金(保険料)が割安

約28%の割引が適用されます!

団体保険契約期間：平成27年6月1日午前0時～平成28年6月1日午後4時まで 中途で毎月加入することができます。保険料については、下記募集代理店または幹事代理店までお問い合わせください。

年齢 平成27年6月1日時点での満年齢となります。	入院保険金 日額	H3タイプ 3,000円型		H5タイプ 5,000円型		H10タイプ 10,000円型	
		年額	月換算	年額	月換算	年額	月換算
(一部抜粋例)	20～24歳	4,570円	月換算で約381円	7,510円	月換算で約626円	15,020円	月換算で約1,252円
	30～34歳	5,150円	月換算で約429円	8,450円	月換算で約704円	16,900円	月換算で約1,408円
	40～44歳	5,900円	月換算で約492円	9,670円	月換算で約806円	19,320円	月換算で約1,610円
	50～54歳	9,370円	月換算で約781円	15,340円	月換算で約1,278円	30,660円	月換算で約2,555円

これは年額です。

特長

- 会員だけが加入できる団体契約、年1回払い、団体割引等適用なので掛金が割安です。
- 補償の対象となる方は、会員本人だけではなく、ご家族等も加入できます。
- 健康状態の告知のみで加入できます。(医師の診査は不要)
- 法人を加入者(被保険者を役員・従業員)とすることもできます。
- 親の介護が必要になったときに、保険金(一時金)をお支払いします。
- 東京海上日動メディカルアシスト(医療相談サービス)の利用ができます。



詳細は
下記募集代理店までお電話
または
全福ネット入院

オプション

補償内容

1. 病気・ケガで1日以上入院されたとき (1回の入院(注1)について60日を限度とします。)
2. 病気・ケガにより手術(注2)を受けられたとき
3. 退院後、通院されたとき (病気やケガで入院し、退院後に退院日の翌日から180日以内に通院したときに保険金をお支払いします。1回の入院後の通院について90日を限度とします。)
4. 所定の先進医療(注3)による療養を受けられたとき

(注1) 「1回の入院」とは次のいずれかに該当する入院をいいます。

・入院を開始してから退院するまでの継続した入院
・退院後、その日を含めて180日を経過した日までに再入院した場合で、その再入院が前の入院の原因となった病気やケガ(医学上重要な関係がある病気やケガを含みます)によるものであるときは、再入院と前の入院を合わせた入院

(注2) 傷の処置、魚の目やタコ手術等お支払いの対象外の手術や、お支払い回数に制限がある手術があります。

(注3) 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるもの)に限ります。(※)

なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません。(保険期間に対象となる先進医療は変動します。)(※) 詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。

・このご案内は団体総合生活保険(医療補償基本特約)の概要について説明したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。
・保険の内容は団体総合生活保険(医療補償基本特約)のパンフレットをご覧ください。詳細についてご不明な点は下記募集代理店または引受保険会社にお問い合わせください。

資料請求・お問い合わせ先 この保険契約は全福センターを保険契約者とし、全福センターの会員等を被保険者とする団体総合生活保険(医療補償基本特約)団体契約です。

<募集代理店 幹事代理店>

株式会社全福サポートサービス「全福ネット入院あんしん保険相談デスク」

フリーダイヤル：0120-055-512(土日祝日を除く9:30～17:00)

<引受保険会社> 東京海上日動火災保険株式会社

14-T-07384 2014年10月作成

Gift Card

全福センターでは、会員の皆様の誕生日、出産、入学、結婚などのお祝いや、記念行事等の催事用賞品、記念品等として利用できる各種ギフト券を特別価格でご案内しています。ぜひご利用下さい。

図書カード

もらうと本が読みたくなる「図書カード」。根強い人気で、全国のサービスセンターでお取り扱いいただいています。



- 500円券 → 488円
- 1,000円券 → 975円
- 3,000円券 → 2,925円
- 5,000円券 → 4,975円

ジェフグルメカード

全国の大手飲食店で使えるギフト券の定番。ご利用は全福センターのホームページにある申込用紙で直接ご注文下さい。



500円券 → 480円

花とみどりのギフト券

お祝い事ばかりでなく、弔事にも大活躍のギフト券です。年々お取り扱いセンターが増えていきます。全福センターでは、500円券及び1,000円券を扱っています。

取扱店は
こちらから↓



- 500円券 → 480円
- 1,000円券 → 960円



今昔物語異聞 (怪盗袴垂物語) その2

第5回 野々宮 金太郎

鬼にやあらむ

(第三十巻 本朝付雑事 第五、第二十九巻 本朝付悪行 第十八)

夜気の冷たさにふと目が覚めると、男は自分が土間に横たわっており、後ろ手に縛られていることに気付いた。

「此は如何なる所にかあらむ」と怪しく思ったが、まず傍らで炊く食事らしき支度に、極度に空腹の腹が鳴った。目を動かしてみると、男、女数人が忙しく立ち働いているようである。足音とともに漂ってきた麝香の香に、こわごわ見上げると、年二十歳余りばかりの気高く清気(きよげ)ではあるが目つきの鋭い女が見下ろしているのを目にした。その途端、鋭く風を切る音とともに、急(き)と笞が背中中に振り下ろされ、そのまま続げ様に十ばかり激しく打たれた。

「どうじゃ？」

と女は冷たく笑いながら、聞いた。

「なんの、これしきの事」

と呻くように答えると、さらに三十ばかり一層激しく笞打たれ、皮膚が破れ血が滴った。

「これではどうじゃ？」

「されば、腹さえ減っていなければ、となむ」と身を振って改めて見上げると、女の白い顔は不思議にも、どこか別れた女房に似ているような気もして男は心騒いだ。女は、笞の先で男を突きながら問うた。

「奇異しき(あさましき)身をば改め、己の力で成り上がってみる気のあるや申せ？」

男は、容赦ない笞打ちに耐えられた自分の余力に気付かされると共に、それまでの無念な過去を洗い流されたような思いと、密かに、微かな自虐的な喜びさえも感じていた。

「糸嬉しき仰せなり。前生(ぜんしょう)の宿報(すくほう)弊(つたな)ければ、失うものは何もはべらぬ。何事もお願い申し侍(はべ)る。」

男はしゃがれた声を絞り出すように答えた。なにせ、体力がなければ、野垂れ死ぬばかりのわが身である。

「使えそうじゃな、たれかこやつ(こやつ)の縄を解き、物喰わすべし！」

地下炉(じかる)にかけた鍋から、小間使(こまぢ)らしき媼(おきな)が椀一杯によそってくれたのは、鳥、芋、豆、茸、大根などと雑穀を煮込んだ雑炊(ぞうじ)だった。掻き込むようにたいらげて、人心地

着くと、先ほどの首領らしき女がまた現れて、

「多衰丸、こやつを川に連れて行き、身体を洗わせよ。背中(せなか)の傷癒えなば以後、己のものはすべて己の力でものにして来るのじゃ。おまえはこれから、そうさな、『犬丸』と名乗るべし！」

その人間以下扱いの命名は、逆に、男の絶望して腑抜けた心に、世の中総てへの憎しみと復讐の意欲にも似た小さな火をつけることになった。

小柄だが相撲取りのような多衰丸に引き立てられて家の周囲にめぐらされた堀に水を引く堀の汀(みぎわ)にでると、やにわに思いっきり足蹴にされて犬丸は水面に転びこんだ。

「疾く洗え！」

犬丸は、濡れたぼろを脱ぎ捨て、血に汚れた痛む背中をかばいつつ久しぶりに身体を洗いながら、岸辺の岩にかけた多衰丸の鬼のような顔色を窺いながらそれとなくたずねた。

「お頭は、どのような方であられるのか？」

「お前などの知るべきことではないが、さる、いみじき方の血筋(ちまね)じゃ。」

「まことに、女の身で？」

「女と侮るまいぞ、疾く思い知る、よも逃ぐるなや、必ず捉えむ！」

再び、多衰丸に引き立てられるように戻りながら、ひそかにあたりを窺うと、その山庄(さんしょう)は、周囲の深い堀に一か所だけ橋をかけ、その内側には頑丈な高い築垣(きぎ)をめぐらしてあり、訪れる者の共の者、馬などは堀の外にある屋に留めるように作られている。文月の暑い日も木々に遮られて木間からは、遥かに暮れなずむ都らしき街並みが覗かれた。

「こは、いかなる処にかある？」

と犬丸は問うたが、多衰丸は笑って答えなかった。

数日後、やがて日も山の端近くなる頃、麓の方からは鬱蒼とした木々を縫ってにぎやかな一行が登って来た。

INFORMATION

※詳細は追ってご案内申し上げます

1. 全福センターから

■東西ブロック会議

東ブロック会議

日程：平成27年10月8日(木)・9日(金) 場所：ホテル メトロポリタン長野(長野県長野市)

西ブロック会議

日程：平成27年11月12日(木)・13日(金) 場所：ホテル クレメント徳島(徳島県徳島市)

■第2回理事会

日程：平成27年10月22日(木) 場所：全福センター会議室

■第2回全国コーディネーター会議

日程：平成27年10月23日(金) 場所：全福センター会議室



2. ブロック協議会から (平成27年10月～12月予定分) 平成27年9月15日現在

ブロック	会議・研修	日程	場所
北海道	実務担当者研修会	平成27年10月1日(木)～2日(金)	旭川市
	第2回運営委員会	平成27年12月	札幌市
東北	実務担当者研修会	平成27年10月29日(木)～30日(金)	青森市
信越・北陸	実務担当者研修会	平成27年11月27日(金)	長野市
東海	実務担当者研修会	平成27年10月30日(金)	豊田市
	幹事会	平成27年11月	豊田市
近畿	第3回代表者会議	平成27年11月26日(木)	堺市
中・四国	実務担当者研修会	平成27年11月19日(木)～20日(金)	松江市
九州・沖縄	第2回運営委員会	平成27年10月	佐賀県

◆前号のお詫びと訂正

全福センターだより2015年7月号(Vol.91)P5に掲載の

「消費税に関するQ&A 消費税法」Q2の答え「A2」におきましてテキストに誤りがございました。下記の通り訂正し、会員の皆さまならびに関係各位にご迷惑をお掛けしましたことを深くお詫び申し上げます。

Q2

当センターは、福利厚生事業に助成して格安の掛金で事業を行っている。従って、消費税は支払っていない。(収益事業はなし)消費税を支払っているセンターもあるようだが、事業参加収入が3千万円を超えているからなのか。収益事業を実施していなければ消費税は支払わなくてもよいのではないか。

A2

収益事業であるか否かはあくまで法人税の課税要件であり、消費税とは体系が全く異なっており、課税売上すなわち課税資産の譲渡等に対して課税されるものである。

したがって、収益事業に該当しなくとも課税資産の譲渡等に該当すれば消費税の納税義務が生じる。